
在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

《第 186 号》 2/11/2020

◎目次

1. 令和 2 年度前期用教科書配布のお知らせ
2. 新型コロナウイルスに関する注意喚起
3. 米国におけるインフルエンザの流行について
4. 2020年旅券の発行開始について
5. 領事出張サービスのお知らせ
6. 日本関連文化行事のお知らせ
7. 休館日のお知らせ

=====

1. 令和 2 年度前期用教科書配布のお知らせ

=====

イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ミネソタ、ミズーリ、ネブラスカ、ノースダコ
タ、サウスダコタ、ウィスコンシンの 10 州にお住まいの日本国籍をお持ちの小・中学生に日本の
義務教育用教科書を無償で配布しています。

申込み期間：令和 2 年 2 月 11 日～3 月 13 日

配布条件等：詳しくは以下の当館ホームページをご覧ください。

https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_kyokasho_zenki_2020.html

=====

2. 新型コロナウイルスに関する注意喚起

=====

1 世界での新型コロナウイルス感染症例数報告

(1) 2019年12月31日、中国政府当局より世界保健機関（WHO）に対して原因不明の肺炎の発生が報告され、2020年1月9日、当該肺炎患者から新型コロナウイルスが特定されたと

する予備的な確定が中国当局により行われました。

(2) 各国政府当局等より、新型コロナウイルス感染症例が報告されており、3日現在、17,300人超の感染者が確認されています。

2 世界保健機関（WHO）の発表

WHOは、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの他のコロナウイルスが流行していた際には、飛沫、接触及び媒介物によってヒトからヒトへの感染が生じており、今回の新型コロナウイルスの伝播性についても同様であることが示唆されているとしています。急性呼吸器感染症の一般的な感染リスクを軽減するための基本原則には、次のものがあります。

(1) 急性呼吸器感染症の症状を持つ人との接触を避ける。

(2) 特に病気の人や彼らと同じ環境に直接接触した場合には頻繁に手を洗う。

(3) 農場や野生動物との保護されていない接触を避ける。

(4) 急性呼吸器感染症の症状がある人は、咳エチケット（距離をとる、ティッシュや衣類で咳やくしゃみをカバーする、手を洗う）を実践する。

(5) 特に緊急部門の医療施設内などの医療施設内において、標準的な感染予防策の実施を強化する。

WHOは、渡航中又は渡航後に呼吸器疾患がある場合には、医療従事者と渡航歴を共有し、医師の診察を受けることを勧めています。

3 中国当局は、武漢市を含む16市州（以下参照）の公共交通機関の停止及び駅・空港の閉鎖を発表しています。

武漢、鄂州、仙桃、枝江、潜江、黄冈、赤壁、咸寧、黄石、恩施自治州、荊州、孝感、荊門、当陽、随州、宜昌

4 厚生労働省の取組

厚生労働省検疫所は、武漢市からの帰国者及び入国者に対して、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫官に自己申告するよう呼びかけています。日本でもこれまでに9例の症例が確認されており、帰国後にこれらの症状がある場合には、マスクを着用するなどし、武漢市に滞在歴があることを申告の上、医療機関を受診するよう協力を求めています。

参考：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

=====

3. 米国におけるインフルエンザの流行について

米国でインフルエンザが流行していますので、適切な予防措置を講じてください。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000566708.pdf>

4. 2020年旅券の発行開始について

2月4日以降に受付けた旅券の発給申請について、新型の2020年旅券を発行します。2020年旅券はIC内の個人情報の不正読み取り等を防ぐ機能を強化しているほか、偽造防止能力を高めるため、葛飾北斎の「富嶽三十六景」をデザインに取り入れています。

5. 領事出張サービスのお知らせ

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っています。

2月20日（木）ミネソタ州ブルーミントン（受付締切り：2月6日）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000540141.pdf>

3月20日（金）インディアナ州インディアナポリス（受付締切り：3月6日）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000555206.pdf>

3月26日（木）ノースダコタ州ファーゴ（受付締切り：3月12日）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000555208.pdf>

4月以降の領事出張サービスの予定については、具体的な日時、場所等決まり次第当館ホームページ及び本メールマガジンにてお知らせします。

6. 日本関連文化行事のお知らせ

=====

(1) 第34回日本語弁論大会：出場者募集（イリノイ州シカゴ）

外国語として日本語を学んでいる生徒を対象とした日本語弁論大会の出場者を募集しています。
詳細は以下の URL をご覧ください。

https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_en/spchcont.html

日時：3月21日（土）午後12時00分～5時00分

場所：在シカゴ日本国総領事館広報文化センター（737 N. Michigan Ave, Suite 1000, Chicago, IL 60611）

応募資格：在シカゴ日本国総領事館管轄10州に在住の外国語として日本語を学習している小中学生、高校生、大学生

応募締切：2月14日（金）必着

(2) アニメ・ミルウォーキー（ウィスコンシン州ミルウォーキー）

ウィスコンシン州最大のアニメ・コンベンションがミルウォーキーで開催されます。詳細は以下の URL をご覧ください。

<http://animemilwaukee.org/>

日時：2月14日（金）～16日（日）午前10時00分～午後7時00分

場所：ウィスコンシン・センター（400 W. Wisconsin Ave, Milwaukee, WI）、ヒルトン・ミルウォーキー・シティセンター（509 W. Wisconsin Ave, Milwaukee, WI）

* プログラムによって異なります。

(3) 日本関連高校生クイズ大会（ミネソタ州、イリノイ州、インディアナ州）

高校生を対象とした日本語と日本文化に関するクイズ大会が以下のとおり開催されます。

●ジェイ・クイズ（ミネソタ州ブルーミントン）

日時：2月15日（土）午前8時00分～午後3時40分

場所：ノーマンデル・コミュニティー・カレッジ（9700 France Avenue South, Bloomington, MN）

URL：<https://japanamericasocietyofminnesota.wildapricot.org/event-3647192>

●イリノイ・ジャパnbowl（イリノイ州ネイパービル）

日時：2月22日（土）午前10時00分～午後2時30分

場所：ノース・セントラル・カレッジ（131 S. Loomis, 2nd Floor, Naperville, IL）

URL：<https://jaschicago.org/event/2020-illinois-japan-bowl/>

●ジャパニーズ・オリンピアド・オブ・インディアナ（インディアナ州ウエスト・ラファイエット）

ト)

日時：2月22日（土）午後1時00分～午後5時00分

場所：パデュー大学（640 Oval Drive, West Lafayette, IN）

=====
7. 休館日のお知らせ
=====

2020年2月、3月の当館休館日は以下のとおりです。

- 2月12日（水） リンカーン生誕日
- 2月17日（月） プレジデントデイ
- 2月24日（月） 天皇誕生日振替休日
- 3月20日（金） 春分の日

休館日には領事窓口、広報文化センター、電話での対応等、通常業務は行っておりませんが、日本人の関与する事件・事故や、その他緊急の用件がある方は、当館代表電話（312-280-0400）に電話し、音声に従って操作いただくと緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は、1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数になるよう、米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は、当館ホームページをご覧ください。

https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/about_main_j.html

=====
◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では、テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様へ直ちに情報の提供ができるよう、在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項（住所、電話番号、メールアドレス、家族構成等）に変更があったものの、未だ当館へ変更届を提出していない方は、氏名（漢字およびローマ字）と生年月日を明記の上、変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと、在留状況等を確認することができず、緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えないのみならず、実際には既に在留されていない連絡先への安否確認を何回も行うという無駄が生じますので、必ず変更の届出を行うようお願いいたします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので、日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/emailchange.html

<バックナンバー>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/backnumber.html

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Tel: 312-280-0400 (代表) 【緊急時もこちらにおかけください】

Fax: 312-280-9568
